

防火対象物と選任資格について

区分	甲種防火対象物							乙種防火対象物	
用途	◎自力避難 困難者が入 所している 小規模福祉 施設	◎を除 く特定 防火対 象物	非特定 防火対 象物	新築の工事中の建築物			建造 中の 旅客 船	◎を除 く特定 防火対 象物	非特定 防火対 象物
防火対 象物の 延べ面 積等	-	300平方 メートル以上	500平 方メー トル以 上	地階を除く階数 が11以上かつ 10,000平方メー トル以上	50,000平 方メー トル以上	地階の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以上	甲板 数が 11以 上	300平方 メート ル未 満	500平 方メー トル未 満
防火対 象物全 体の収 容人員	10人以上	30人以 上	50人以上					30人以 上	50人以 上
選任資 格	甲種防火管理者							甲種又は乙種防 火管理者	

◎＝消防法施行令別表第1(6)項口、(16)項イ※、(16の2)項※に掲げる防火対象物(※(6)項口の用途が存するもの)

区分	甲種防火対象物のテナント						乙種防火対象物のテナント
テナント部分の用途	◎自力避難困難者が入所している小規模福祉施設	◎を除く特定防火対象物	非特定用途	◎自力避難困難者が入所している小規模福祉施設	◎を除く特定防火対象物	非特定用途	特定用途・非特定用途
テナント部分の収容人員	10人以上	30人以上	50人以上	10人未満	30人未満	50人未満	全て該当
テナントの選任資格	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者			

◎＝消防法施行令別表第1(6)項口、(16)項イ※、(16の2)項※に掲げる防火対象物(※(6)項口の用途が存するもの)

※「収容人員」とは、その防火対象物に出入りし、勤務し、又は居住する者の数をいい、その算定方法は、省令第1条の3に定められています。

※特定防火対象物とは・・・

ホテル、病院、物品販売店などの不特定の人が出入りする建物のことをいいます。

※非特定防火対象物とは・・・

工場、事務所、共同住宅などの特定の人が出入りする建物のことをいいます。

上記のほか防火管理者が必要な対象物	
1.新築工事中の建築物で収容人員が50人以上のものうち右に掲げるもの	地階を除く階数が11以上かつ、延べ面積10,000平方メートルのもの
	延べ面積50,000平方メートル以上のもの
	地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
2.建造中の旅客船で、収容人員が50人以上かつ、甲板数が11以上のもののうち総務省令で定めるもの	

防火管理が義務付けられる期間	
右に掲げる時点より、発注者へ建築物を引き渡すまで	1.外壁及び床又は屋根で囲まれた部分の延べ面積が10,000平方メートル以上となったとき
	2.外壁及び床又は屋根で囲まれた部分の延べ床面積が50,000平方メートル以上となったとき
	3.地階の外壁及び床で囲まれた部分の床面積が5,000平方メートル以上となったとき